

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和6年（2024年）11月 14日

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田 3305 番地 1

氏名 株式会社イワフチ

代表取締役 岩瀬 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日	令和6年（2024年）11月14日
許可番号	佐賀県指令6循環第20号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 廃プラスチック類及び木くずの破碎施設（固定式） 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
設置場所	武雄市北方町大字大崎字萩ノ尾 5147 番 2
処理能力	廃プラスチック類 : 37 t / 日（8時間） 木くず : 46 t / 日（8時間）
許可の条件	なし
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	（有） ・ 無
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

※この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です）として訴訟を提起することができます。